

(別紙)

ユーロ円3ヶ月金利先物取引に係る取引奨励策

1. 対象商品

ユーロ円3ヶ月金利先物

2. 奨励策の対象取引

奨励策の対象取引は第7限月以降のアウトライト、ストリップ、バタフライ及びコンドルとする。

(1) 第7限月以降の単月アウトライト

第7限月以降(シリアル限月を除く)の全ての取引(ブロック取引を含む)。

(2) ストリップ

(ア) 4限月取引以上の連続する売付取引1単位ずつが成立する取引。又は、4限月取引以上の連続する買付取引1単位ずつが成立する取引。

(イ) (ア)を構成する一連の取引が同一取引参加者によってなされること。

(ウ) 下記3の条件を全て満たすこと。

(3) バタフライ

(ア) 期近限月取引の買付取引1単位、期先限月取引の売付取引2単位、それより後の期先限月取引の買付取引1単位が成立する取引。又は、期近限月取引の売付取引1単位、期先限月取引の買付取引2単位、それより後の期先限月取引の売付取引1単位が成立する取引。

(イ) (ア)を構成する一連の取引が同一取引参加者によってなされること。

(ウ) 下記3の条件を全て満たすこと。

(4) コンドル

(ア) 期近限月取引の買付取引、期先限月取引の売付取引、それより後の期先限月取引の売付取引、更に後の期先限月取引の買付取引が1単位ずつ成立する取引。又は、期近限月取引の売付取引、期先限月取引の買付取引、それより後の期先限月取引の買付取引、更に後の期先限月取引の売付取引が1単位ずつ成立する取引。

(イ) (ア)を構成する一連の取引が同一取引参加者によってなされること。

(ウ) 下記3の条件を満たすこと。

3. 奨励策が適用されるための条件

(1) 一連の取引がブロック取引として申請され、承認されること。

(2) 原則として(1)の申請が全て承認されるまでに、取引奨励策の適用を受ける旨を当社市場監視部(03-4578-2405)に対し、電話で申告すること(※)。

(※)電話以外の手段、例えば、ブロック申請に「Strip」、「Butterfly」と注記する等の手段については、当社で速やかに当該取引が奨励策の対象取引と認識可能な場合に限り認める。

4. 実施期間

2017年4月1日から2017年9月30日まで。

5. 取引奨励金の額(表示の限月は、四半期限月による)

| | 実質定率手数料 | 取引奨励金 | 実質割引率 |
|---------------------------------------|----------|-------|-------|
| ○単月アウトライト | | | |
| 第1～6限月 | 100円 | なし | なし |
| 第7～8限月 | 100円→80円 | 20円 | 20% |
| 第9～12限月 | 100円→60円 | 40円 | 40% |
| 第13～16限月 | 100円→40円 | 60円 | 60% |
| 第17～20限月 | 100円→20円 | 80円 | 80% |
| ○ストラテジー取引(ストリップ・バタフライ・コンドル)を行った場合の各限月 | | | |
| 第1～4限月 | 100円→75円 | 25円 | 25% |
| 第5～6限月 | 100円→50円 | 50円 | 50% |
| 第7～8限月 | 100円→40円 | 60円 | 60% |
| 第9～12限月 | 100円→30円 | 70円 | 70% |
| 第13～16限月 | 100円→20円 | 80円 | 80% |
| 第17～20限月 | 100円→10円 | 90円 | 90% |

以 上